

日光国立公園那須平成の森フィールドセンターにおける
サービスの拡充業務（カフェ出店）
募集要項

令和4年1月14日
日光国立公園那須管理官事務所

この度、環境省では国立公園満喫プロジェクトの一環として、日光国立公園那須平成の森フィールドセンターにおいて、国立公園利用者に充実した時間を過ごしていただくことを目的としたサービス拡充業務（カフェ出店）の協力者を募集します。

記

1. サービス拡充業務の目的

那須平成の森において、利用者に提供する 自然探勝等の案内や自然教育プログラムに加える形で、イスやテーブル等でくつろぎ、眼前に広がる森林等を眺め、自然教育プログラムや自然の解説展示をふりかえる時間を提供することで、那須高原や那須山麓の自然環境への興味を引き出すことを目的 に、利用者に飲食等を提供するサービスを実施するものです。

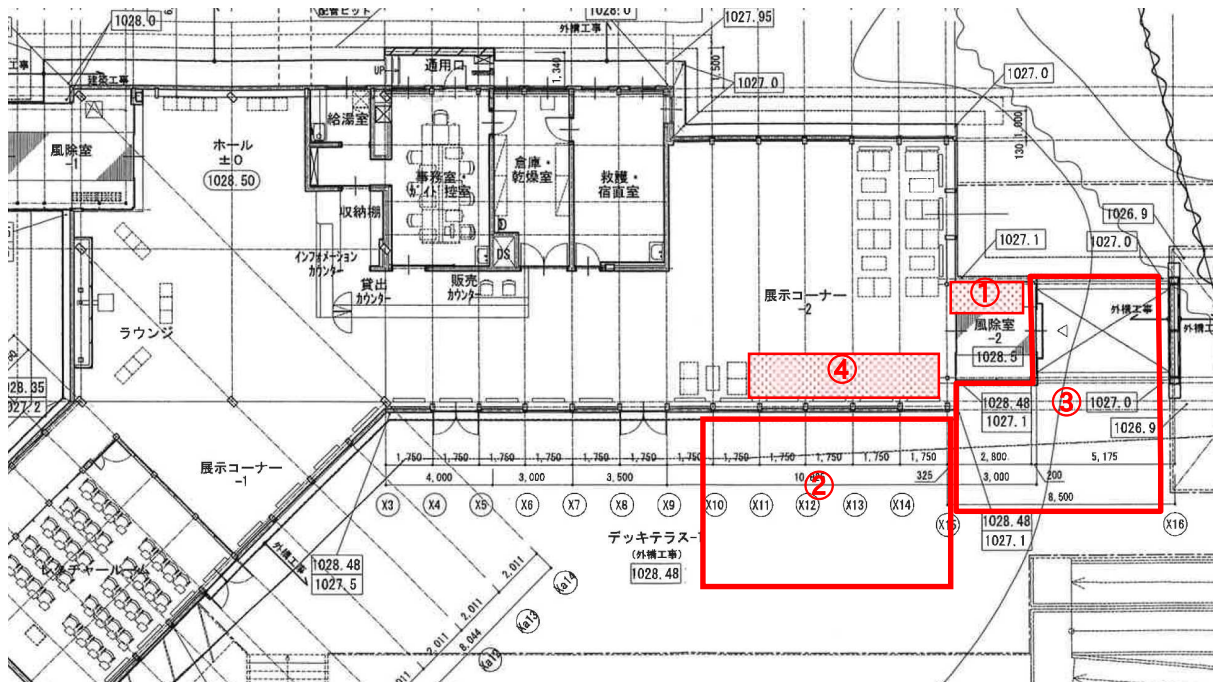
2. 業務内容

サービス拡充業務は、那須平成の森来園者への飲食の提供、その他フィールドセンターのサービスの拡充のために必要と考えられる事項とします。

3. 業務実施場所

日光国立公園那須平成の森フィールドセンター
HP <https://nasuheisei-f.jp/>
住所 栃木県那須郡那須町高久丙 3254

本業務（以下「那須カフェ」という）は、次項の那須平成の森フィールドセンター平面図において赤枠（網掛け部分は雨天時のみ使用する箇所）で示す範囲を使用し実施するものとし、使用収益を伴う占用（店舗出店）面積は、カフェセットを活用した 4.80m² を基本として、ご提案いただけます。



4. 応募方法

企画書及び添付資料を、令和4年2月4日（金）までに、10. の宛先まで持ち込みまたは郵送をお願いします。

5. 参加資格

次の条件を満たす者が応募できます。

- ・日光国立公園区域にかかる市町村に住所または主たる事業所を持ち、また同地域内において、飲食物提供等の実績を持つ法人格を持つ事業主、個人事業主、任意団体等であって、当該施設・所在地において飲食業を営むために必要な資格（食品衛生法上の露店販売等）を有する者、または出店時点までに取得する見込みがあること。

- ・複数の事業者が協働して応募する場合、代表者が企画内容を取りまとめて応募することが出来るものとする。なお、その場合、採択後の代表者及びその構成事業者の変更は認めない。ただし、構成事業者については、日光国立公園管理事務所が事業の遂行上問題がないと認める場合、変更を認める場合がある。その場合、必要に応じて書類の再提出を求める。

- ・那須平成の森に来訪し、施設見学、園内散策またはプログラムに参加し、那須平成の森の環境や基本的なサービスについて理解していること。

6. 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募することができません。

- ・暴力団排除に関する誓約に反する者。
- ・自然公園法及びその他の法令に違反している者。

7. 審査と結果の通知

提出された企画書について審査し、応募者が複数いる場合はその中で最も優良な企画書提出者を選択します。審査結果は、令和4年2月18日（金）までに通知いたします。

なお、審査方法は、審査委員会（日光国立公園管理事務所長を審査委員長とし、構成員を那須管理官事務所管理官、那須町観光商工課長、那須町観光協会長とする）により、参加基準及び欠格事項に加え、以下審査基準に基づき審査します。

- ・企画の具体性、実現性
- ・環境配慮事項の具体性
- ・日光国立公園及び那須平成の森への理解、活動実績

8. サービス拡充業務の実施に当たって諸条件

（業務時間）

- ・出店可能な日は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、施設開園日（詳細は別紙参照）及び開園時間（5、8、10月は9:00～17:00、その他の月は9:00～16:30。準備片付け含む。）内とする。

（施設使用料）

- ・当該施設の使用収益にあたっては、国有財産使用許可手続きを行い、所要の使用料を納付する。使用料は、実績報告に基づく出店日数及び使用面積に一日/m²当たりの使用料を乗じて算出する。《令和4年度予定単価：日額18円/m²（消費税含む）》

（電気水道）

- ・飲料提供に使用する水は、提供者自身で給水タンク等により持参すること。なお、手洗い等の使用は差し支えない。
- ・屋外デッキを含む施設内での火気の使用は禁止する。飲料提供に電気調理機器等（1,500ワットまで）を使用する場合は、電気使用料等共益費の実費負担として、出店日一日当たり（100円）の分担金を使用料に加算する。

（備品提供）

- ・備品として、カフェセット（写真参照。展開時 W1800×H1800×D900～1500。）を利用できるものとする。



（ゴミ処理）

- ・当該事業で発生したゴミは、原則購入者及び提供者により、すべて持ち帰ること。

（環境配慮）

- ・最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、環境負荷をできるだけ低減させる観点から、可能な限り、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負

荷の低減を考慮した物品等の採用に努めること。

- ・レジ袋、ストローなどについては、ワンウェイプラスチック製品の使用を避けること。

- ・那須平成の森では、その豊かな自然環境を維持していくために「那須平成の森基金」を運営していることから、事業実施者は必要に応じて収益の一部を本基金に充てることのできるものとする。

(安全管理)

- ・サービス拡充業務の実施にあたっては、栃木県の「行事に伴い食品関係の臨時出店をされる方へ」等の行政機関による指導に従うとともに、利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもってサービス拡充業務を実施すること。

行事に伴い食品関係の臨時出店をされる方へ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/shokuhin-eisei/2016rinjishutten.html>

- ・前項の注意を怠ったことにより、又は職員の故意もしくは重大な過失により、利用者その他第三者に「食中毒」および「ケガ」をはじめとするその他の損害を与えたときは、その責を負わねばならない。また、業務実施者は利用者その他第三者の苦情を含め誠意を持って対応し、必要に応じて日光国立公園那須管理官事務所に書面で報告するとともに、日光国立公園那須管理官事務所が契約する「那須平成の森管理運営業務」の請負者に共有すること。

- ・コロナ感染防止対策として、厚生労働省、栃木県、那須町その他飲食食物提供にかかる最新のガイドラインに従って、必要な対策を講じること。

(業務の実績報告、決算報告)

- ・業務の実績報告書を提出すること。報告書には、業務日、収支決算報告のほか、業務を実施している様子の写真（全景、近景、利用風景、カウンター、使用機器、提供物品等、業務の様子がわかるもの）を付して、業務終了後1ヶ月以内、使用許可期間が年度末までの場合は、令和5年3月31日時点での報告を3月中旬までに、日光国立公園那須管理官事務所まで提出するものとする。なお、当該業務実績については、那須平成の森の運営に関連する会議等において開示できるものとする。

(その他注意事項)

- ・制服やエプロンを着用する等一般利用者及び施設職員と混同されないよう配慮すること。

- ・申込と異なる利用は行わないこと。申込と異なる利用が行われたときや、自然環境への配慮、安全性の確保等必要と認めるときは、利用を中止させる場合がある。

・ガイドウォーク等の実施への配慮のため、必要に応じて時間や場所について制限を依頼する場合がある。

・台風、大雪等自然災害、また感染症対策等の特別の理由がある場合、日光国立公園那須管理官事務所と相談のうえ、出店を取りやめることができる。

9. スケジュール

令和4年1月14日（金） 公募開始

令和4年2月4日（金） 募集〆切

2月18日（金）まで 審査結果通知

3月4日（金）まで 国有財産使用許可申請書提出

10. 連絡先

企画書等についての相談及び提出先は以下のとおりです。

環境省 日光国立公園那須管理官事務所 担当 北原
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2
那須高原ビジターセンター2階
TEL 0287-76-7512 FAX 0287-76-7513

